



「民事調停セミナー」と「無料相談会」のご案内

民事調停制度は、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

この度、民事調停制度の概要と、借家トラブル等による相手方とのやり取りなどでお困りの方に、その対処方法を分かりやすく説明するセミナーを開催します。

令和5年11月9日(木)

受講料・相談料は
無料です！

【第1部】 民事調停セミナー

- ◆時間 13:30~14:45 (受付・開場 13:00~)
- ◆内容 ①民事調停はトラブル解決のお手伝い
講師：京都簡易裁判所職員
②隣地トラブルQ&A
講師：弁護士 小田 宏之 氏
- ◆定員 先着30名 ※申込方法は裏面を御覧ください。



【第2部】 無料相談会<セミナー終了後に開催します>

騒音問題をはじめ、金銭トラブルや家賃の値上げ、近隣関係など身近なトラブル（ただし、離婚や相続など、家庭内の問題は除きます。）について、京都民事調停協会の調停委員（弁護士を含む。）が御相談に応じます。

- ◆時間 15:00~17:00
- ◆受付 13:00~13:30、15:00~16:30
- ◆定員 先着12組（1組当たり30分程度）
- ◆申込方法 当日先着順

会場 中京区総合庁舎 4階第一研修室

〒604-8588
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
(地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ)

※ 一般来館者用の駐車場はありません。
公共交通機関を御利用ください。



◆申込期間 令和5年10月19日（木）～11月2日（木）

◆申込方法 参加希望者は、FAXまたはホームページの送信フォームから、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

◆申込先 京都市消費生活総合センター

FAX 075-366-2259

※送信間違いがないよう御注意ください。

ホームページ 送信フォームを御利用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000316983.html>



※ 先着 30 名となっていますので、定員に達した場合、申込みをお断りすることがあります。

～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ *

宛 先：京都市消費生活総合センター（問合せ先：075-366-2250）
FAX：075-366-2259

* 本用紙に必要項目を記入後、FAXしてください。

京都民事調停協会による「民事調停セミナー」

FAX用申込用紙

次のとおり「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな
電話番号 (連絡先)	

* 本用紙に記入いただいた個人情報は、「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』及び『無料相談会』」に関する以外に使用することはありません。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市消費生活総合センター
令和5年10月発行
京都市印刷物第054564号